

現行基準の見直し：【論点2】金融商品の測定
- 【論点2-5】複合金融商品の区分処理 -

【論点E】複合金融商品の組込対象が金融資産の場合、複合金融商品に含まれる組込デリバティブを分離せずに商品全体を一体として扱うことでよいか。

IFRS 第9号の取扱い

1. 組込デリバティブとは、デリバティブでない主契約を含む混合契約の構成要素であり、それにより合成された商品のCFの一部は、単独のデリバティブと同じように変化するものである。IFRS 第9号では、組込デリバティブを含む混合契約の主契約がIFRS 第9号の対象である金融資産の場合、混合契約全体に対して、混合契約でない通常の金融資産と同様の規定を適用しなければならないとされている。すなわち、金融商品全体について、事業モデル、CFの特性の2要件により、償却原価又は公正価値とされる。

検討の経緯

2. IASB では次の3つのアプローチを検討した。
 - (a) IAS 第39号の規定を維持する。
 - (b) 「密接に関連する」という要件を、契約全体の分類を決定する際に用いる。
 - (c) 混合契約を含むすべての金融資産及び金融負債に同じ分類アプローチを用いる。
3. IAS 第39号の「密接に関連する」ことの評価は整合性がなく不明瞭な例示のリストに基づいたものであり、それによる評価は複雑性の源泉である。また、混合契約と混合でない契約を異なる要件で分類することになる。このため、IASB は、IAS 第39号の「密接に関連する」との評価に依存する最初の2つのアプローチ(a)及び(b)を退け、(c)のアプローチを公開草案で提案することとした。
4. 公開草案に対して、一部の作成者から、IAS 第39号の分解モデルを維持又は修正した方が良いとのコメントがあった。コメントでは、組込デリバティブの分離規定の削除により、損益の変動性が増し、リスク管理又は事業モデルを反映しない会計処理となることが指摘された。また、同じ経済効果を有する2つの取引を締結した場合と異なる処理となるため、ストラクチャリングの機会が生み出される懸念が指摘されている。
5. しかしながら、IASB では、混合契約もそうでない契約も同じ分類アプローチを用い

ることによるガイダンスの削除など、金融資産の財務報告の複雑性の低減とそれに伴う報告の改善を主な理由として、混合契約も1つの会計単位として会計処理する公開草案の提案を基本的に維持した。

6. なお、現時点でこの決定は金融資産の主契約を持つ混合契約に限定されている。

IASB の公開草案に対する当委員会のコメント

7. 当委員会のコメントでは、混合契約を一体として扱うアプローチを否定しなかったが、主契約が金融負債となるようなケースでは、測定される公正価値に発行者の信用リスクが織り込まれる懸念があり、一定の条件により分離して扱う可能性を指摘した。なお、金融負債が主契約となる場合はIFRS 第9号の対象から除かれている。

今後の方向性

基本的な方向性

8. IFRS 第9号と同様に、組込デリバティブを含む複合金融商品の組込対象が金融資産の場合、複合金融商品全体について、事業モデル、CF の特性の2要件により、償却原価又は公正価値とすることが考えられる。

検討課題

（ガイダンスの十分性）

9. IFRS 第9号の適用指針には、償却原価における契約CF の特性の要件を満足するものとして以下が例示されている。【論点A】において、償却原価の適用要件のガイダンスの十分性について意見を聞いていくとしているが、複合金融商品の取扱い上、このような例示の十分性についても併せて意見を聞いていくことではどうか。
- 負債性金融商品の期限前償還を認める、又は、保有者に満期前の償還請求を認める契約条項が付される場合
 - 発行者又は保有者に負債性金融商品の契約期間の延長を認める契約条項が付される場合
 - 一定の満期日を有する債券について、元本及び元本残高に対する利息の支払は、当該商品が発行された通貨のインフレ指数に連動し、レバレッジはかかっていない場合。
 - 一定の満期日を有する債券であり、変動型の市場金利が適用されるが、当該変動

金利には上限が定められている場合

（払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品とその他の複合金融商品の区分）

10. 我が国の会計基準では、複合金融商品を(a)払込資本を増加させる可能性のある部分を含むもの、と(b)その他のものに分けて規定している。(a)については発行者側の会計処理も見据えながら検討する必要があると考えられるため、検討状況の整理においては、(b)についてのみ第8項で示した方向性を議論することが考えられる。

（ディスカッション・ポイント）

- 組込デリバティブを含む複合金融商品の組込対象が金融資産の場合、複合金融商品全体について、事業モデル、CFの特性の2要件により、償却原価又は公正価値とすることが出発点でよいか。
- その場合の検討課題として追加すべき点等はあるか。

（5月19日専門委員会での議論）

- 仕組債等への投資者の中に、何が償却原価の対象か、公正価値の対象かよく分からないとの懸念の声があるので、IFRS9のガイダンスが出発点としても、ガイダンスについて多めに議論していくことが実務上、有用と考える。

Appendix 論点整理に対するコメントの概要

コメントの概要	
[論点 2-5] 複合金融商品の区分処理	
質問(13) 複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。	
1) 見直すべき	<p>現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考える。(CL15 日本公認会計士協会)(同様のコメントに (CL02 佐々木秀和)(CL03 あずさ監査法人)(CL13 新日本有限責任監査法人))</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ コンバージェンスの観点から国際的な会計基準に合わせるべきである。(CL02 佐々木秀和) ➢ クレジット・デリバティブを組み込んだ複合金融商品については、現時点では、信用リスクが適切に金利に反映されていない場合もあること、また、会計処理の複雑性が増す結果となっているものと考えられることから、現行の日本基準の取扱いについての見直しの検討が考えられる。(CL03 あずさ監査法人) ➢ 本論点整理 130 項の判断の容易性は会計基準設定の際に優先すべき事項ではないと考えられる (CL13 新日本有限責任監査法人) ➢ 現物の金融商品と経済的性格及びリスクの関連性がない組込デリバティブを一体処理した場合、組込デリバティブにより作為的に現物の金融商品の経済的性格が全く異なるものに変換され、デリバティブのリスクが財務諸表に適切に反映されなくなる可能性があり、またそのような商品が組成されていると考える。(CL15 日本公認会計士協会)
2) 見直しは不要	<p>従来通り、前者の考え方の適用が良いと考える。なぜならば財務情報の有用性を考えるにつけ、デリバティブと現物の経済的性格やリスクの関連性よりも特に将来の元本償還の蓋然性により焦点を合わせたほうが自然であると考えためである。(CL07 布津陽一郎)</p> <p>複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かで判断することが適当である。組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かを判断することは、経済的特徴及びリスクの密接な関連性を判断することよりも容易 () であり、判断に差が出ることなくするため、比較可能性を維持できる。</p> <p>() 一般事業法人が金融商品を購入する際に受領する商品概要説明書等に元</p>

審議事項（3） - 4

	本が確保される旨が明記されている。(CL10 全国銀行協会)(同様のコメントに(CL11 ISDA))
その他	
3) リスクが及ぶ可能性があるか否かの判断について	我が国の会計基準において、利付金融資産又は金融負債の場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶ可能性があるか否かの判断につき「当該金融負債の金利が債権者にとって契約当初の市場金利の2倍以上になる可能性があること」を1つの基準として示しているが、この記述では変動利付負債の場合、明確に記載されていない点がある為、設例等を用いた明確化が必要と考える。(CL06 日本貿易会)(同様のコメントに(CL11 ISDA))